○総務省
国土交通省告示第一号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を令和八年四月一日付けで次のとおり一部解除することとしたので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月十九日

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

地域名	県名	指定解除地域	備考
牡鹿諸島	宮城県	牡鹿郡女川町出島	昭和三十二年八月十六日総理府告示第三百七十九号をもって公示した出島を解除する。

○外務省告示第九十四号

令和七年九月二十九日にエレバンで、アルメニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルメニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年十二月三十日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　青木豊在アルメニア大使
アルメニア側　ハンバルツム・マテヴォシャン環境大臣

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十五号

令和八年二月十七日にエレバンで、アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための強靱性のある営農促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための強靱性のある営農促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億二千五百万円
3　署名者
日　本　側　青木豊在アルメニア大使
国際連合開発計画側　ナティア・ナツヴリシュヴィリ在アルメニア事務所代表

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十六号

令和八年二月二十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国におけるアラル海地域における水資源ガバナンス及び気候変動に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アラル海地域における水資源ガバナンス及び気候変動に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億二千万円
3　署名者
日　本　側　平田健治在ウズベキスタン大使
国際連合開発計画側　藤井明子在ウズベキスタン事務所常駐代表

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十七号

令和八年二月十九日にビシュケクで、キルギス共和国における農産物バリューチェーン強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　農産物バリューチェーン強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億千六百万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
世界食糧計画側　中井恒二郎在キルギス事務所代表兼事務所長

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第七十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

財務大臣　片山さつき

別表公益社団法人二〇二七年国際園芸博覧会協会（神奈川県横浜市中区住吉町一丁目十三番地松村ビル本館）の項中「令和八年三月二十二日」を「令和九年三月二十二日」に改める。

○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
出羽金沢城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	横手市（秋田県）
大桑城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	山県市（岐阜県）
因幡国山陰道跡	令和八年文部科学省告示第二十号	鳥取市（鳥取県）
羽衣石城跡 附十万寺城跡 番城城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	湯梨浜町（鳥取県）
野中廃寺跡	令和八年文部科学省告示第二十号	南国市（高知県）
築瀬二子塚古墳	平成三十年文部科学省告示第百八十九号及び令和八年文部科学省告示第十八号	安中市（群馬県）
夕田墳墓群	令和四年文部科学省告示第百四十一号及び令和八年文部科学省告示第十八号	富加町（岐阜県）
新宮城跡 附水野家墓所	平成十五年文部科学省告示第百三十七号及び令和八年文部科学省告示第十八号	新宮市（和歌山県）